

火災に遭われた方へ

泉大津市危機管理課

電話：0725-33-1131

火災に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。

皆様が一日も早く元の生活に戻れるよう、火災の後に必要となる手続きをまとめました。担当の窓口を記載していますので、まずはそちらにご相談ください。

～火災の後に必要となる主な手続き～ ※火災後の手続き全てを網羅したものではございません。

- 1 日用品の準備
- 2 焼け跡の後片づけ
- 3 消防署へ「り災証明書」の申請
- 4 保険会社への連絡
- 5 仮住まいの手配
- 6 電気・ガス・水道・電話・郵便などの手続き
- 7 証書類の再交付や各種保険の手続き
- 8 税金・保育料の減免手続き
- 9 経費の貸付手続き

1 日用品の準備

仮住まい先が決まるまで、日用品が必要となります。

日用品でお困りの際は、こちらにご相談ください。

内 容	担当窓口
〔日本赤十字社泉大津市地区災害見舞品〕 ○災害(大規模災害を除く)の程度と世帯状況に合わせて、毛布と日用品を配布します。 ◆災害適応範囲…全焼、全壊、流失、半焼、半壊・床下浸水(消火に伴う水害を含む) ◆毛布…1人1枚 ◆日用品セット…2人世帯まで 1セット 3～4人世帯 2セット 5人世帯以上 3セット セット内容タオル、洗剤、絆創膏、石鹼、洗濯ロープ、スプーン、フォーク他 20点	泉大津市立 総合福祉センター 1階 泉大津市 社会福祉協議会 TEL:0725-23-1393

2 焼け跡の後片づけ

消防や警察の現場調査が終わりましたら、焼け跡の後片づけが必要です。火災後のごみ処分はこちらにご相談ください。

内 容	担当窓口
<p>【火災ごみを泉北クリーンセンターに搬入する場合】</p> <p>○搬入可能物…柱(12 cm角、長さ 1m以内)、家具類、畳、カーペット(1m以内)、衣類関係、電化製品</p> <p>○搬入禁止物…<u>建築構造物</u> 瓦、がれき、壁土、鉄骨、トタン、土砂、ブロック、タイルなど <u>危険物及び処理困難物</u> ボンベ、バッテリー、オートバイ、タイヤ、ピアノ、浴槽、電気温水器、太陽熱ヒーター、金庫、陶器製便器、その他 処理施設に支障をきたすと判断されるもの。</p> <p>※搬入禁止物は市では処理できません。解体業者等にご相談ください。</p> <p>◆同センターに搬入する場合に必要なもの</p> <p>①「一般廃棄物搬入申請書」 ②「ごみ処分手数料減免申請書」(押印が必要) ※①及び②の書類は、搬入前の事前立会い時にお渡しします。 ③り災証明書</p> <p>◆搬入に関する注意事項</p> <p>○一般廃棄物のみ搬入可能※泉北クリーンセンターの搬入基準による。 ○搬入前の事前立会いが必要です。 ○家の中からは搬出できません。 ○ごみの分別をしてください。 ○搬入は原則、2 トン車以下で 1 日 2 台以内 ○搬入時間は土日祝を除く 10 時から 11 時 30 分、13 時から 16 時まで。 ○個人住宅及び個人が所有する動産に限り、処分手数料が減免されます。</p>	<p>泉大津市役所 2 階 環境課 クリーン推進係 TEL : 0725-33-1131</p>

3 消防署へ「り災証明書」の申請

「り災証明書」とは、火災に遭われた事を証明する書類です。

保険金の請求をしたい場合や各種制度を利用したい場合は、消防署が発行する「り災証明書」が必要となる場合があります。

内 容	担当窓口
○火災に関する「り災証明書」の発行 ※業務の関係上、発行まで数日かかる場合があります。予めご了承ください。	泉大津市消防署 1 階 調査係 TEL : 0725-33-4483

4 保険会社へ連絡

火災保険や見舞金などが支払われる保険に加入の方は、火災に遭った後、ご契約の保険会社に
ご相談ください。

5 仮住まいの手配

住む場所をお探しの方はこちらへご相談ください。

内 容	担当窓口
○ <u>大阪府営住宅</u> 特定入居の斡旋ができる場合があります。 (重大な過失がある場合は不可など入居要件があります。) ◆必要な物…印かん、り災証明書	泉大津市役所 2 階 建築住宅課
○ <u>市営住宅</u> (一時避難住宅として)を 1 ヶ月程度、使用ができる場合があります。(重大な過失がある場合は不可など入居要件があります。) ※空室があればすぐに入居できますが、家具等は揃っていません。まずは ご相談ください。	住宅政策係 TEL : 0725-33-1131

6 電気・ガス・水道・電話・郵便などの手続き

水道を止めたい、料金が気になるという方は下記の表に記載している窓口にご相談ください。

※電気・ガス・電話はご契約会社へ、郵便は郵便局へご相談ください。

内 容	担当窓口
<p>○水道を使わない、もしくは使えない場合は、電話にて閉栓の届出をしてください。</p> <p>○火災時の上下水道料金の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物…印かん、り災証明書(コピー可)、 減免申請書(水道課窓口で配布)</p> <p>※減免に関しては、火災直後に申請しなくても不利益になる事はありません。まずはご相談ください。</p>	<p>泉大津市役所 2 階 水道課 サービス係 TEL : 0725-33-1131</p>

7 証書類の再交付や各種保険の手続き

保険証や年金手帳等が焼失したので再交付してもらいたい、住民票が必要、健康保険・年金保険・介護保険の減免等に関するお問合せはこちらへご相談ください。

内 容	担当窓口
<p>【住民票等のご相談】</p> <p>○住民票等の発行時に、り災して本人確認書類がない場合は、り災証明書で証明書を発行します。</p> <p>○その他、市民課に関係することがあればご相談ください。</p>	<p>泉大津市役所 1 階 市民課 窓口係 TEL : 0725-33-1131</p>
<p>【国民健康保険のご相談】</p> <p>○保険証の再交付</p> <p>◆必要な物…運転免許証等本人と確認できるもの。</p> <p>○損害の程度により、保険料や医療費の一部負担金の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物…印かん、り災証明書(コピー可)、 減免申請書(保険年金課窓口で配布)</p> <p>※減免に関しては、火災直後に申請しなくても不利益になる事はありません。まずはご相談ください。</p>	<p>泉大津市役所 1 階 保険年金課 保険料係・給付係 TEL : 0725-33-1131</p>

<p>まずはご相談ください。</p>	
<p>【国民年金のご相談】</p> <p>○基礎年金番号通知書の再交付</p> <p>◆必要な物…運転免許証等本人と確認できるもの。</p>	<p>泉大津市役所 1 階 保険年金課 国民年金係 TEL : 0725-33-1131</p>
<p>【後期高齢者医療のご相談】</p> <p>○保険証の再交付</p> <p>◆必要な物…運転免許証等本人と確認できるもの。</p> <p>○損害の程度により、保険料の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物…印かん、り災証明書(コピー可)、 減免申請書(保険年金課窓口で配布)</p> <p>※減免に関しては、火災直後に申請しなくても不利益になる事はありません。まずはご相談ください。</p>	<p>泉大津市役所 1 階 保険年金課 後期高齢者医療係 TEL : 0725-33-1131</p>
<p>【介護保険のご相談】</p> <p>○保険証の再交付</p> <p>◆必要な物…運転免許証等本人と確認できるもの。</p> <p>○損害の程度により、保険料の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物…り災証明書(コピー可)、 減免申請書(高齢介護課窓口で配布)</p> <p>※減免に関しては、火災直後に申請しなくても不利益になる事はありません。まずはご相談ください。</p>	<p>泉大津市役所 1 階 高齢介護課 給付保険料係 TEL : 0725-33-1131</p>

8 税金・保育料の減免手続き

税金や保育料の減免に関するお問合せはこちらへご相談ください。

内 容	担当窓口
<p>【市・府民税のご相談】</p> <p>○損害の程度により、市・府民税の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物…り災証明書(コピー可)、損害の程度(金額)のわかる書類、減免申請書 (税務課窓口で配布)</p> <p>◆注意事項…納期限までに申請が必要</p>	<p>泉大津市役所 1 階 税務課 市民税係 TEL : 0725-33-1131</p>
<p>【固定資産税のご相談】</p> <p>○損害の程度により、り災した家屋に固定資産税と都市計画税の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物…り災証明書(コピー可)、減免申請書 (税務課窓口で配布)</p> <p>◆注意事項…納期限までに申請が必要</p>	<p>泉大津市役所 1 階 税務課 固定資産税係 TEL : 0725-33-1131</p>
<p>【軽自動車税(種別割)のご相談】</p> <p>○火災により焼失した軽自動車・原動機付自転車等がある場合は、廃車(登録抹消)の手続きを行うと次年度以降の軽自動車税(種別割)が課税されません。なお、軽自動車の廃車は軽自動車検査協会が申告先となります。</p>	<p>○軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所 TEL : 050-3816-1842 (ナビダイヤル)</p> <p>○泉大津市役所 1 階 税務課 市民税係 TEL:0725-33-1131</p>
<p>【保育料のご相談】</p> <p>○公立・民間保育所等(他市委託も含む)に入所している時、保育料の減免を受けられる場合があります。</p> <p>◆必要な物…申請書 (こども育成課窓口で配布)</p>	<p>泉大津市役所 1 階 こども育成課 TEL : 0725-33-1131</p>

9 経費の貸付手続き

臨時に必要となる経費の貸付手続きはこちらへご相談ください。

内 容	担当窓口
<p>〔大阪府生活福祉資金〕</p> <p>○災害を受けたことにより自立のため臨時に必要となる経費の貸付があります。</p> <ul style="list-style-type: none">◆貸付限度額…150 万円以内◆据置期間……6 カ月以内◆償還期間……7 年以内(84 回以内)◆必要な物……り災証明書、購入する日常家財道具などの経費がわかる見積書、購入品目カタログ・パンフレット、転宅先となる賃貸物件の見積書など◆連帯保証人…原則 1 名必要<ul style="list-style-type: none">・連帯保証人が設定できる場合は無利子・連帯保証人が設定できない場合は有利子(1.5%) <p>※貸付制度であり、所得制限などの対象条件や審査がありますので、まずはご相談ください。</p>	<p>泉大津市立 総合福祉センター 1 階</p> <p>泉大津市 社会福祉協議会 TEL:0725-23-1393</p>